

農地耕作条件改善事業実施要領

制定 平成27年4月9日付け26農振第2070号
最終改正 平成30年3月30日付け29農振第2596号

各 地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事
(株)日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長

殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

本事業は、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 要綱第4の4の農業者団体とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。
- 2 要綱第4の5の農業法人等とは、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙1－1第2に規定する農地所有適格法人等及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙6に規定する活動組織のうち、以下のいずれかを満たす者とする。
 - ① ハード事業の実施区域がある市町村において、人・農地プランの中心経営体に位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること
 - ② ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること。
- 3 定額助成の事業種類の欄（1）から（10）までに掲げるものについては、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

第3 農地中間管理機構との連携概要等

- 1 要綱第6の農地中間管理機構との連携概要は、別記様式第1号を参考に策定するものとする。

- 2 要綱第7の地域内農地集積促進計画は、別記様式第2-1号により作成するものとする。
- 3 要綱第8の高収益作物転換促進計画は、別記様式第2-2号により作成するものとする。
- 4 要綱第9の農地集積推進計画は、別記様式第2-3号により作成するものとする。
- 5 要綱第10の農地耕作条件改善計画は、別記様式第3号により作成するものとする。
- 6 要綱第7から第10までの「地区」の範囲は、同一の用水系統又は同一の排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。
- 7 農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、地域内農地集積促進計画又は高収益作物転換促進計画及び農地耕作条件改善計画を作成するものとする。

第4 事業の申請等

- 1 要綱第11の事業採択申請書は別記様式第5号により、事業採択通知書は別記様式第6号により、それぞれ作成するものとする。また、要綱第11の変更申請を行う場合には、事業変更申請書は別記様式第7号により、事業変更通知書は別記様式第8号により、それぞれ作成するものとする。
- 2 要綱第11の4の農村振興局長が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 総事業費の20パーセント以上の変動
 - (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動
 - (3) 地域内農地集積型から高収益作物転換型への変更
- 3 農地所有適格法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、法人設立登記事項証明書、定款の写し及び都道府県知事による経営状況の調査報告（別記様式第4号）並びに第2の2の①又は②を証明する資料を提出するものとする。
- 4 活動組織が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、規約及び事業実施年度前年度における多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）別記3-1の第5に規定する多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書並びに第2の2の①又は②を証明する資料を提出するものとする。

第5 事業達成状況の報告

- 1 要綱第12の「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第2-1号、別記様式第2-2号又は別記様式第2-3号及び別記様式第3号により行うものとする。
- 2 要綱第12の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第9号によるものとする。

第6 助成

- 1 要綱第13の1について
 - (1) 要綱第13の1について農村振興局長が別に定める助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、定額助成の事業種類の欄（1）から（10）

までにあつては、助成単価は、別表1に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア イに掲げるもの以外のもの(施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価)

(ア) 定額助成の事業種類の欄(1)及び(3)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり12万5千円【10万5千円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり10万5千円【8万5千円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり5万5千円【4万円】
- ・畦畔除去のみの場合は施工延長100メートル当たり3万円【3万円】

(イ) 定額助成の事業種類の欄(2)及び(4)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり25万円【19万5千円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり23万円【17万5千円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり17万5千円【13万円】

(ウ) 定額助成の事業種類の欄(5)にあつては、使用する工法に応じ、次に定める単価

- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり15万円【11万5千円】
- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり14万5千円【10万5千円】
- ・トレンチ工法を用いる場合は受益面積10アール当たり10万円【8万5千円】
- ・掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積10アール当たり7万5千円【5万5千円】

(エ) 定額助成の事業種類の欄(6)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり15万円【11万円】
- ・表土扱いを行わない場合は施工延長100メートル当たり14万円【10万円】

(オ) 定額助成の事業種類の欄(7)にあつては、受益面積10アール当たり15万5千円【11万円】(樹園地にあつては受益面積10アール当たり24万5千円【17万5千円】)、給水栓設置のみの場合にあつては1箇所当たり1万5千円【1万円】。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長10メートル当たり5万円【4万円】

(カ) 定額助成の事業種類の欄(8)にあつては、受益面積10アール当たり11万

5千円【6万5千円】

(キ) 定額助成の事業種類の欄(9)にあつては、受益面積10アール当たり20万円【14万5千円】

(ク) 定額助成の事業種類の欄(10)の(ア)にあつては、施工延長10メートル当たり9万5千円【6万円】

(ケ) 定額助成の事業種類の欄(10)の(イ)にあつては、施工延長10メートル当たり14万5千円【8万5千円】

(コ) 定額助成の事業種類の欄(10)の(ウ)にあつては、施工延長10メートル当たり9万5千円【6万円】

(サ) 定額助成の事業種類の欄(10)の(エ)にあつては、事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限り、必要な単価を定める。

(シ) 定額助成の事業種類の欄(11)にあつては、単年度当たり300万円

(ス) 定額助成の事業種類の欄(12)にあつては、ハード事業の受益地内の作付面積のうち、

- ・ 1/4以上を新たに高収益作物に転換する場合は単年度当たり300万円
- ・ 1/3以上を新たに高収益作物に転換する場合は単年度当たり400万円
- ・ 1/2以上を新たに高収益作物に転換する場合は単年度当たり500万円

(セ) (シ)及び(ス)の助成の限度額は、助成単価に当該事業の実施年数を乗じた額とする。

(ソ) 定額助成の事業種類の欄(12)を実施する場合、(セ)に示す限度額の範囲内で、定額助成の事業種類の欄(11)を実施することができる。

イ 事業完了時まで中心経営体(人・農地プラン(人・農地問題解決推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。)第2の1に定める人・農地プラン(人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。)及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。)において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。)に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。(施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価)

(ア) 定額助成の事業種類の欄(1)及び(3)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり15万円【12万5千円】
- ・ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり12万5千円【10万円】
- ・ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり6万5千円【4万5千円】
- ・ 畦畔除去のみの場合は施工延長100メートル当たり3万5千円【3万5千円】

(イ) 定額助成の事業種類の欄(2)及び(4)にあつては、現場条件に応じ、

次に定める単価

- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり30万円【23万円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり27万5千円【21万円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり21万円【15万5千円】

(ウ) 定額助成の事業種類の欄 (5) にあつては、使用する工法に応じ、次に定める単価

- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり18万円【13万5千円】
- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり17万円【12万5千円】
- ・トレンチ工法を用いる場合は受益面積10アール当たり12万円【10万円】
- ・掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積10アール当たり9万円【6万5千円】

(エ) 定額助成の事業種類の欄 (6) にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり18万円【13万円】
- ・表土扱いを行わない場合は施工延長100メートル当たり16万5千円【12万円】

(オ) 定額助成の事業種類の欄 (7) にあつては、受益面積10アール当たり18万5千円【13万円】(樹園地にあつては受益面積10アール当たり29万円【21万円】)、給水栓設置のみの場合にあつては1箇所当たり1万5千円【1万円】。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長10メートル当たり5万円【4万円】

(カ) 定額助成の事業種類の欄 (8) にあつては、受益面積10アール当たり13万5千円【7万5千円】

(キ) 定額助成の事業種類の欄 (9) にあつては、受益面積10アール当たり24万円【17万円】

(ク) 定額助成の事業種類の欄 (10) の(ア) にあつては、施工延長10メートル当たり11万円【7万円】

(ケ) 定額助成の事業種類の欄 (10) の(イ) にあつては、施工延長10メートル当たり17万円【10万円】

(コ) 定額助成の事業種類の欄 (10) の(ウ) にあつては、施工延長10メートル当たり11万円【7万円】

(2) 定額助成の事業種類の欄 (1) から (9) までにあつては、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄 (10) にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

(3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。

ア 定額助成の事業種類の欄 (1) から (4) までにあつては、受益面積10アール

当たり 2 万円（施工延長100メートル当たり 1 万円）を減算

イ 定額助成の事業種類の欄（5）にあつては、受益面積10アール当たり 1 万 5 千円を減算

ウ 定額助成の事業種類の欄（6）にあつては、施工延長100メートル当たり 1 万円を減算

（4）定額助成の事業種類の欄（5）に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり 2 万 5 千円を加算するものとする。

（5）定額助成の事業種類の欄（5）及び（6）に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり（事業種類の欄（6）にあつては施工延長100メートル当たり） 1 万 5 千円を加算するものとする。

（6）定額助成の事業種類の欄（5）に関して、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり 1 万 5 千円を加算するものとする。

（7）定額助成の事業種類の欄（5）に関しては、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

助成額 = $A \times 10 / L \times$ 助成単価

（8）（1）のイの集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が 1 ヘクタール（北海道にあつては 3 ヘクタール）以上のまとまりを有する状態をいう。なお、一連の作業を継続するに当たって支障のない農地であつて、次のいずれかに該当するものをまとまりを有する農地とする。

ア 2 つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

イ 2 つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2 つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている 2 つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2 つ以上の農地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、本事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

（9）（8）の経営等農用地とは、所有権、利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 4 条第 4 項第 1 号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

（10）（9）の基幹ほ場 3 作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア 耕起

イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

（11）定額助成の事業種類の欄（11）においては、以下に掲げる事業を実施することができる。

ア 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進等に関する調査・調整活動

イ ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要となる調査、測量、設計、関連計画の策定

ウ 農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援

(12) 定額助成のうち (12) においては、以下に該当する事業を実施することができる。

ア 農産物の需給動向や消費者ニーズの把握、効果的な輪作体系の検討等、高収益作物転換プランの作成に当たって必要となる支援

イ 現場での講習・研修会の開催や加工品の試作、試験販売、販売戦略の検討等、営農定着の促進に当たって必要となる支援

2 要綱第13の2について

助成の対象となる経費は、次に該当するものとする。

(1) 純工事費

(2) 測量設計費

(3) 用地費及び補償費

(4) 船舶機械器具費

(5) 全体実施設計費

(6) 換地費

(7) 調査・調整費

(8) 経理管理・指導費

3 要綱第13の3について

農地集積推進助成の額は、定率助成ハード事業の事業費に5.0%を限度とする助成率を乗じた額とする。但し、別表2に掲げる地域等においては、同表の助成率の欄に掲げる助成率を上限とする。

第7 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を都道府県ごとに設置される協議会に納付し地域の小水力発電施設の導入推進等に活用することにより固定価格買取制度との調整を行うものとする。ただし、この方法による調整を行い難いときには、地方農政局長等と土地改良区等の協議により、別途調整の方法を定めることとする。

なお、平成25年度末までに発電施設の導入について技術的・経済的検討が行われ、その導入可能性の確認された地区が上記場合に係る売電を行う場合については、固定価格買取制度との調整を行うことを要しない。

第8 その他

1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の

効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 3 農地中間管理機構、市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、農地中間管理機構、市町村、農業者団体又は農業法人等に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。
- 5 事業の着工は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付金交付決定の前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着工届（別記様式第10号）をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）の規定による交付金交付申請書の2の備考欄に着手年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記載するものとする。

- 6 要綱別表の区分の欄の1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の（7）に該当するもの及び同表の区分の欄の2の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（1）に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合並びに同表の区分の欄の1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の（1）から（4）までに該当するもの及び同表の区分の欄の2の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（4）に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。
 - （1）土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
 - （2）受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が交付金を返還させないことを相当と認める場合
 - （3）（1）及び（2）のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合
- 7 6により交付金の返還措置を講ずる場合の交付金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{交付金返還額} = A \times C / B$$

A：返還対象交付金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

- 8 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。
- 9 本事業の交付対象となる施設及び農業機械については、以下の要件を満たすものに限る。
 - (1) 本事業の受益地内において使用するもの
 - (2) 農業者2者以上により共同利用するもの
- 10 要綱第5の3の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。
 - (1) 離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島
 - (2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73条）第2条第2項の規定に基づき指定された地域
 - (3) 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された地域
 - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域
 - (5) 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村と見なされる区域）を含む。）
 - (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
 - (8) (1) から (7) までに準ずる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域
- 11 事業実施主体は、事業達成状況報告書及び農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）第15の規定による実績報告書に、農業者施工等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。
- 12 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が定率助成の事業種類の欄（13）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の補助金交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第6の1の（3）のイに基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。
- 13 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

事業概要	農地の形状等	現場条件、使用工法	標準的な作業内容
田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	30m×100m(30a)の ほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行わない	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合で表土扱いを行わない	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置
暗渠排水	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
		バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)

		トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削（トレンチャ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入（同時埋設）、資材小運搬、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
湧水処理	本暗渠管 (管径50mm~60mm)	表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		表土扱いを行わない場合	掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
末端畑地かんがい施設（普通畑、樹園地）	—	—	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、散水設備、埋戻（バックホウ）
末端畑地かんがい施設（給水栓設置）	—	—	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、給水栓設置（人力）、埋戻（バックホウ）
客土	—	—	客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）
除礫	—	—	除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）
更新整備（用水路）	—	—	土工（バックホウ）、用水路工、附帯工（柵据付工、取水ゲート据付工）
更新整備（排水路）	—	—	土工（バックホウ）、排水路工、仮設工（水替え、マット敷設）
更新整備（農作業道）	—	—	土工（バックホウ）、路床材投入（バックホウ）、路床工（ブルドーザ、ローラ等）、路盤工（ローラ等）、舗装工（ローラ等）

注) 標準的な作業内容のうち一部を農業者施工により行うことを想定している。

別表 2

地域等	助成率
第8の10の(2)から(7)に掲げる要件のいずれかを満たす地域	3.0%
北海道(田)	3.0%
北海道(畑)	2.2%
沖縄県	1.0%
奄美群島振興特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく指定地域	2.8%
離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島	4.0%

「農地中間管理事業との連携概要」の記載例

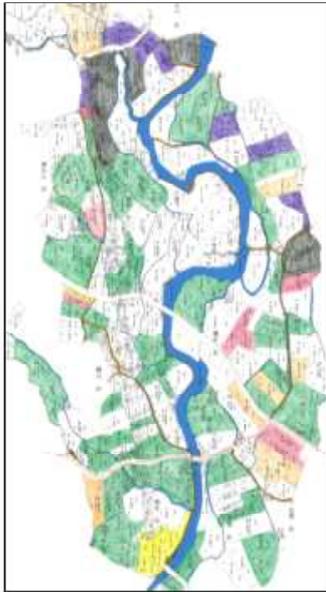
〇〇県△△市 □□区域(◎◎地区) ※□□区域は農地中間管理事業の重点実施区域名(予定も可)、◎◎地区は農地耕作条件改善事業の地区名を記載

1. 農地中間管理事業の進め方(該当する箇所)に○を記載

○	①各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
	②公募に応募した受け手のニーズの把握からのアプローチ
	③法人・認定農業者などの担い手のニーズの把握からのアプローチ
必須	④基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

(注)複数回答可

3. 機構の活用のイメージ(農地利用図)



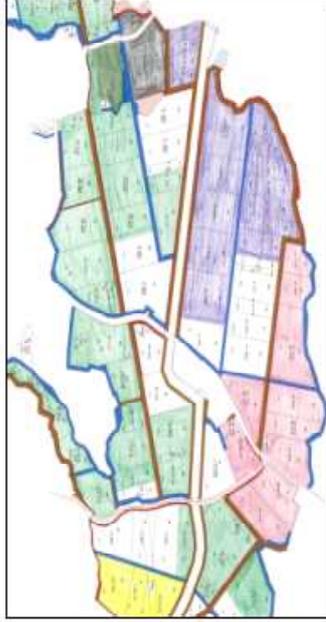
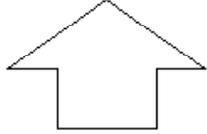
(注)農地中間管理事業の重点実施区域の範囲及び農地耕作条件改善事業の受益範囲を明記すること

(注)他事業(国営事業、都道府県営事業等国費が投じられている事業のこと)と組み合わせる場合はその受益範囲を明記すること

【活用前(平成〇〇年)】

- ①機構から転賃を受ける担い手の集積面積及び集積率:○.○ha、○%
- ②機構から転賃を受ける担い手の平均経営面積:○.○ha/〇経営体
- ③機構から転賃を受ける担い手が利用する団地数:○箇所
- ④機構から転賃を受ける担い手が利用する団地の平均面積:○〇ha/1団地

※ 団地:連綿して作付けができる場所



2. 地域の概要

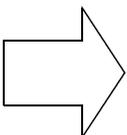
- ・□□地区は、△△市のほぼ中心に位置し、AA川水系のBB川沿いに広がる平野部で市の中心的な水田稲作となっているが、小区画・不整形で耕作農地が各所に分散していることから、効率的な水田作を実現するため、「農地耕作条件改善事業(◎◎地区)」による大区画化と農地中間管理事業による集積・集約化を行うものである。
- ・□□地区のある△△市は中山間地域であり、安定的な農業経営を実現するために水田作から高収益作物への転換が効率的であることから、「農地耕作条件改善事業(◎◎地区)」により一部高収益作物への転換を図りつつ、大区画化等により農地中間管理機構による集積・集約化を行うものである。

【活用後(平成〇〇年)】

- ①機構から転賃を受けた担い手の集積面積・集積率:○〇.〇ha、○%
- ②機構から転賃を受けた担い手の平均経営面積:○.〇ha/〇経営体
- ③機構から転賃を受けた担い手が利用する団地数:○箇所
- ④機構から転賃を受けた担い手が利用する団地の平均面積:○〇ha/1団地
- ⑤機構から転賃を受けた新規就農者数:〇人
- ⑥機構から転賃を受けた参入企業数:〇法人

4. 機構の活用に関する創意工夫があれば、記載して下さい。

地域内農地集積促進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体 ○○○○ 指導事業（○○）	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等		
事業実施期間	重点実施区域名		指定時期（予定）		
農地中間管理機構による地域内（受益地内）の担い手への農地集積の推進に向けた取組方針	・区画拡大や営農環境整備、維持管理の省力化を実施するとともに、先進的省力化技術を導入し、生産コストの低減に取り組むことで、事業実施区域において農地中間管理機構による担い手への農地の賃貸借面積を向上させる 等の農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積に向けた取組方針を記載。				
事業概要	受益面積：水田○○a、畑○○a、樹園地○○a 総事業費：○○百万円 受益者数：○○者				
農地集積に係る目標					
地域内農地集積促進計画の目標年度：H○○年度					
	事業実施前		事業実施後		
担い手の集積面積（率）	○○a（○○％）		○○a（○○％）		
担い手の集約化面積（率）	○○a（○○％）		○○a（○○％）		
その他	導入作物の地域ブランド化しメディア戦略を展開 等				
事業の活用イメージ					
農地耕作条件改善事業の事業実施区域における事業実施前の農地集積状況等を記載			農地耕作条件改善事業の事業実施区域における事業実施後の農地集積計画等を記載		
	事業実施前		事業完了後		
担い手の集積面積（率）	○○a（○○％）		○○a（○○％）		
担い手の集約化面積（率）	○○a（○○％）		○○a（○○％）		
その他	高精度GPSトラクターの導入 等				
事業の実施イメージ					
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ハード		・田の区画拡大	・田の区画拡大 ・暗渠排水	・営農環境整備支援	
ソフト	・条件改善促進支援			・管理省力化支援 ・品質向上支援	・条件改善推進費

			・条件改善促進 支援
関連事業の概要			
事業名	事業実施主体	事業概要	事業実施期間
		受益面積：〇〇a 主な工種： 総事業費：〇〇百万円	

農地防災事業の実施	〇〇〇事業	A, B
定額助成の 費用負担の方法 (事業達成状況報告時の み記載)	・総事業費〇〇円(うち定額助成額〇〇円) 【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円	
定率助成の 費用負担の方法		
予定管理者・管理方法		
その他必要な事項		

- 注：1) 地域内農地集積促進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所には二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 2) 担い手の定義は、農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月31日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)に定めるところによる。
- 3) 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。
- 4) 農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」の欄にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じA又はBを記入する。
 A：防災A型(湛水防除、地盤沈下、防災ダム等) B：防災B型(ため池等整備等)
- 5) 事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等(無償分)を金額換算した金額について記入する。

高収益作物転換促進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体 ○○○○ 指導事業（○○）	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
事業実施期間		重点実施区域名	指定時期（予定）
農地中間管理機構による地域内（受益地内）の担い手への農地集積及び高収益作物への転換の推進に向けた取組方針	・事業実施区域の周辺区域（重点実施区域）において事業実施区域の農地に係る担い手への集積面積を向上させるとともに、一部区域において実証展示ほ場の設置や加工品の試作・試験販売等を実施し、稲作から新たに○○に転換する等の農地中間管理機構による担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換に向けた取組方針を記載。		
事業概要	受益面積：水田○○a、畑○○a、樹園地○○a 総事業費：○○百万円 受益者数：○○者		

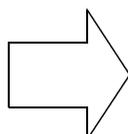
高収益作物転換に係る目標

高収益作物転換促進計画の目標年度：H○○年度

	事業実施前	事業実施後
高収益作物への転換面積（率）	品目：○○a（○○%）	品目：○○a（○○%）
担い手の集積面積（率）	○○a（○○%）	○○a（○○%）
その他	導入作物の地域ブランド化しメディア戦略を展開 等	

事業の活用イメージ

農地耕作条件改善事業の事業実施区域における事業実施前の作付状況等を記載



農地耕作条件改善事業の事業実施区域における目標年度の作付計画等を記載

高収益作物転換促進計画の目標年度：H○○年

	事業実施前	事業完了後
高収益作物への転換面積（率）	品目：○○a（○○%）	品目：○○a（○○%）
担い手の集積面積（率）	○○a（○○%）	○○a（○○%）
その他	導入作物の地域ブランド化しメディア戦略を展開 等	

事業の実施イメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ハード		・畑の区画拡大	・田の区画拡大 ・暗渠排水 ・更新整備	・末端畑地かんがい施設 ・営農環境整備支援	
ソフト	・条件改善促進支援・高収益作物転換推進			・管理省力化支援 ・品質向上支援	・条件改善推進費 ・高収益作物導

	費		・高収益作物導 入支援	入支援
関連事業の概要				
事業名	事業実施主体	事業概要		事業実施期間
		受益面積：〇〇a 主な工種： 総事業費：〇〇百万円		

農地防災事業の実施	〇〇〇事業	A, B
定額事業の 費用負担の方法 (事業達成状況報告時の み記載)	・総事業費〇〇円(うち定額助成額〇〇円) 【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円	
定率助成の 費用負担の方法		
予定管理者・管理方法		
その他必要な事項		

- 注：1) 高収益作物転換促進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 2) 高収益作物とは、主食用米(備蓄用米を含む)並びに経営所得安定対策実施要綱Ⅳ第1の1(2)の畑作物の直接支払交付金及びⅣ第2の6(1)の戦略作物助成の対象作物以外の作物とし、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
- ・野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)に基づく野菜指定産地において栽培される指定野菜
 - ・果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)に基づく果樹農業振興計画に位置づけられた果樹
 - ・都道府県、市町村の農業振興計画等において位置づけられた振興すべき農産物
 - ・地域のブランド認証制度で位置づけられた農産物
 - ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(6次化産業化法)(平成22年法律第67号)に基づく総合化事業計画に位置づけられた6次産業化に向けた取組において主要となる農産物
- 3) 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。
- 4) 農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じA又はBを記入する。
- A：防災A型(湛水防除、地盤沈下、防災ダム等) B：防災B型(ため池等整備等)
- 5) 事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等(無償分)を金額換算した金額について記入する。

農地集積推進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体 ○○○○ 指導事業（○○）	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
事業実施期間	/	重点実施区域名	指定時期（予定）
農地中間管理機構による担い手への農地集積・集団化の更なる推進に向けた取組方針		・区画拡大や営農環境整備、維持管理の省力化を実施し、事業実施区域全体で担い手への集積・集団化を一層向上させる等の農地中間管理機構による担い手への農地集積・集団化に向けた取組方針を記載。	
農地中間管理機構による地域内（受益地内）の担い手への農地集積及び高収益作物への転換の推進に向けた取組方針	・事業実施区域の周辺区域（重点実施区域）において事業実施区域の農地に係る担い手への農地の集積面積を向上させるとともに、一部区域において実証展示ほ場の設置や加工品の試作・試験販売等を実施し、稲作から新たに○○に転換する等の農地中間管理機構等による担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換に向けた取組方針を記載。		
事業概要	受益面積：水田○○a、畑○○a、樹園地○○a 総事業費：○○百万円 受益者数：○○者		

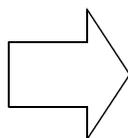
農地集積推進計画

農地集積推進計画の目標年度：H○○年度

	事業実施前	事業完了後
担い手の集積面積（率）	○○a（○○%）	○○a（○○%）
担い手の集団化面積（率）	○○a（○○%）	○○a（○○%）

事業の活用イメージ

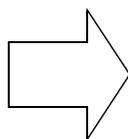
農地耕作条件改善事業の事業実施区域における事業実施前の農地集積・集団化状況等を記載



農地耕作条件改善事業の事業実施区域における目標年度の農地集積・集団化状況等を記載

※定額助成の事業種類の(12)又は定率助成の事業種類の(12)を実施する場合にあっては以下を記載すること。

農地耕作条件改善事業の事業実施区域における事業実施前の作付状況等を記載



農地耕作条件改善事業の事業実施区域における目標年度の作付計画等を記載

高収益作物転換促進計画の目標年度：H〇〇年

	事業実施前	事業完了後
高収益作物への転換面積（率）	品目：〇〇a（〇〇%）	品目：〇〇a（〇〇%）
担い手の集積面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
その他	導入作物の地域ブランド化しメディア戦略を展開 等	

事業の実施イメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ハード		・畑の区画拡大	・田の区画拡大 ・暗渠排水 ・更新整備	・末端畑地かんがい施設 ・営農環境整備支援	
ソフト	・条件改善促進支援			・管理省力化支援 ・品質向上支援 ・高収益作物導入支援	・条件改善推進費

受益者を構成する団地の状況

事業実施前

団地名	面積	担い手の集積面積（率）	農地中間管理権の設定面積（率）
a団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
b団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
c団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
合計	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）

事業完了後

団地名	面積	担い手の集積面積（率）	農地中間管理権の設定面積（率）
a団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
b団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
c団地	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）
合計	〇〇a	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）

※担い手の集積面積及び農地中間管理権の設定面積については、各団地の面積に占める割合（%）を括弧内に記載する。

関連事業の概要

事業名	事業実施主体	事業概要	事業実施期間
		受益面積：〇〇a 主な工種： 総事業費：〇〇百万円	

定率助成の費用負担の方法	
農地集積推進助成の費用負担の方法	
予定管理者・管理方法	
その他必要な事項	

- 注：1) 農地集積推進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所^に二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 2) 定額助成の事業種類の(12)又は定率助成の事業種類の(12)を実施する場合^{にあつては}、「農地中間管理機構による地域内(受益地内)の担い手への農地集積及び高収益作物への転換の推進に向けた取組方針」も併せて記入すること。
- 3) 高収益作物とは、主食用米(備蓄用米を含む)並びに経営所得安定対策実施要綱Ⅳ第1の1(2)の畑作物の直接支払交付金及びⅣ第2の6(1)の戦略作物助成の対象作物以外の作物とし、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
- ・野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)に基づく野菜指定産地において栽培される指定野菜
 - ・果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)に基づく果樹農業振興計画に位置づけられた果樹
 - ・都道府県、市町村の農業振興計画等において位置づけられた振興すべき農産物
 - ・地域のブランド認証制度で位置づけられた農産物
 - ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(6次産業化法)(平成22年法律第67号)に基づく総合化事業計画に位置づけられた6次産業化に向けた取組において主要となる農産物
- 4) 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。
- 5) 団地とは、受益地を構成するまとまりを有する農地をいう。
- 6) 農地中間管理権の設定については、農地中間管理権を10年以上設定している面積(率)を記載すること。なお、実施結果の報告の対象とする。

農地耕作条件改善計画（事業達成状況報告）

地区名		事業実施主体	関係都道府県・市町村名		6法指定地域等					
		〇〇〇〇 指導事業（〇〇〇〇）								
促進計画の区分		地域内農地集積促進計画、 高収益作物転換促進計画又は農地集積推進計画								
基盤整備の計画										
区分	事業種類	事業の概要	総事業費	うち 定額 助成額	農業者施 工の内容	年度計画				
						HO	HO	HO	HO	HO
定額 助成	田の区画拡大（水路の変更を伴わない）	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 現場条件 (高低差〇cm) 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m				-----	-----	-----	-----	-----
	田の区画拡大（水路の変更を伴う）	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 現場条件 (高低差〇cm) 表土扱い（有又は無）				-----	-----	-----	-----	-----
	畑の区画拡大（水路の変更を伴わない）	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 現場条件 (高低差〇cm) 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m				-----	-----	-----	-----	-----
	畑の区画拡大（水路の変更を伴う）	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 現場条件 (高低差〇cm) 表土扱い（有又は無）				-----	-----	-----	-----	-----
	暗渠排水	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 施工方法の選定理由 現場条件や施工 機械の都合等による選定理由を 記載 (実施設計（外注）) (有又は無) 地下かんがい (有又は無) 管径〇〇mm				-----	-----	-----	-----	-----
	湧水処理	L=〇〇m (うち集約化〇〇m) 表土扱い（有又は無） 管径〇〇mm				-----	-----	-----	-----	-----

	品質向上支援	実施内容〇〇								
	条件改善促進支援	実施内容〇〇								
	高収益作物導入支援	実施内容〇〇								
	指導	実施内容〇〇								
	小計									
農地集積推進助成	農地集積推進支援	担い手の農地の集積・集団化の更なる推進								目標年度（〇〇年）の翌年度に交付予定
	合計									
	その他必要な事項									

- 注：1）定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積（施工対象の耕地面積）を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2）農地耕作条件改善計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所には二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 3）年度計画の上段には事業量を、下段には事業費（百万円）を記入する。また、小計及び合計には、総事業費（百万円）及び年度事業費（百万円）を記入する。
- 4）第6の1の（1）イの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。
- 5）定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。
- 6）定額助成の事業のうち、更新整備（特認事業を除く）を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容の詳細及び更新整備の必要性を記した資料を添付する。
- 7）定額助成の事業のうち、更新整備（特認事業）を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容及び設定単価を記入の上、実施内容の詳細、更新整備の必要性及び単価の考え方を記した資料を添付する。
- 8）定額助成の事業のうち、条件改善推進費及び高収益作物転換推進費を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容及び年基準額を記入の上、実施内容の詳細及び積算の考え方を記した資料を添付する。
- 9）定率助成の事業のうち、営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援及び高収益作物導入支援を行う際には、別添定率助成補足説明資料のとおり、実施内容を記入の上、実施内容の詳細及び積算の考え方を記した資料を添付する。
- 10）指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概要」の欄に指導事業の実施内容について記入する。
- 11）定額助成の事業のうち、田の区画拡大又は畑の区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
- 12）定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。
- 13）定額助成の事業を実施する場合は、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。また、事業達成状況報告時に、「総事業費」の欄に農業者施工等（無償分）を金額換算した金額を含む総事業費を記入する。

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）

<実施前>

<施工状況>

<完了後>

注：客土、除礫及び更新整備を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【定額助成（ハード）の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本 A	集約化 加算 B	基本 C	集約化 加算 D	基本 E = A × C	集約化 加算 F = B × D	合計 G = E + F
田の区画拡大 (水路の変更を伴 わない) 高低差10cm超	12万5千円 /10a ()	15万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴 わない) 高低差10cm以下	10万5千円 /10a ()	12万5千円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
表土扱い有り 田の区画拡大 (水路の変更を伴 わない) 高低差10cm以下	5万5千円 /10a ()	6万5千円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
表土扱い無し 田の区画拡大 (水路の変更を伴 わない) 畦畔除去のみ	3万円 /100m ()	3万5千円 /100m ()	〇〇m	〇〇m			
田の区画拡大 (水路の変更を伴 う) 高低差10cm超	25万円 /10a ()	30万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴 う) 高低差10cm以下	23万円 /10a ()	27万5千円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
表土扱い有り 田の区画拡大 (水路の変更を伴 う) 高低差10cm以下	17万5千円 /10a ()	21万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
表土扱い無し 畑の区画拡大 (水路の変更を伴 わない) 高低差10cm超	12万5千円 /10a ()	15万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴 わない) 高低差10cm以下	10万5千円 /10a ()	12万5千円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
表土扱い有り 畑の区画拡大 (水路の変更を伴 わない) 高低差10cm以下	5万5千円 /10a ()	6万5千円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
表土扱い無し 畑の区画拡大 (水路の変更を伴 う) 畦畔除去のみ	3万円 /100m ()	3万5千円 /100m ()	〇〇m	〇〇m			

わない) 畦畔除去のみ	()	()					
畑の区画拡大 (水路の変更を伴う)	25万円 /10a ()	30万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
高低差10cm超 畑の区画拡大 (水路の変更を伴う)	23万円 /10a ()	27万5千円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
高低差10cm以下 表土扱い有り 畑の区画拡大 (水路の変更を伴う)	17万5千円 /10a ()	21万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
高低差10cm以下 表土扱い無し							
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り	15万円 /10a ()	18万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し	14万5千円 /10a ()	17万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 トレンチ工法	10万円 /10a ()	12万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 掘削同時埋設工法	7万5千 円 /10a ()	9万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
湧水処理 表土扱い有り	15万円 /100m ()	18万円 /100m ()	〇〇m	〇〇m			
湧水処理 表土扱い無し	14万円 /100m ()	16万5千円 /100m ()	〇〇m	〇〇m			
末端畑地かんがい 施設 (樹園地以外)	15万5千円 /10a ()	18万5千円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
末端畑地かんがい 施設 (樹園地)	24万5千円 /10a ()	29万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
末端畑地かんがい 施設 (給水栓設置のみ)	1万5千円 /1箇所 ()	1万5千円 /1箇所 ()	〇〇箇所	〇〇箇所			
末端畑地かんがい 施設 (ほ場外からの接続管施工)	5万円 /10m ()	5万円 /10m ()	〇〇m	〇〇m			
客土	11万5千円 /10a ()	13万5千円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
除礫	20万円 /10a ()	24万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			

更新整備							
用水路	9万5千円 /10m ()	11万円 /10m ()	〇〇m	〇〇m			
排水路	14万5千円 /10m ()	17万円 /10m ()	〇〇m	〇〇m			
農作業道	9万5千円 /10m ()	11万円 /10m ()	〇〇m	〇〇m			
特認事業	〇〇万円 /〇〇 ()	〇〇万円 /〇〇 ()	〇〇	〇〇			
合計							

- 注：1) 第6の1の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、人・農地プランを添付すること。
- 2) 第6の1の(3)、(4)、(5)又は(6)を適用する場合には、定額助成単価の下の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。
- 3) 定額助成(ハード)の実施計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

【集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類		中心経営体			
		A 法人	B 集落営農組合	C 個人	合計
田の区画拡大 （水路の変更を 伴わない）	受益面積				
	うち 集約化面積				
田の区画拡大 （水路の変更を 伴う）	受益面積				
	うち 集約化面積				
畑の区画拡大 （水路の変更を 伴わない）	受益面積				
	うち 集約化面積				
畑の区画拡大 （水路の変更を 伴う）	受益面積				
	うち 集約化面積				
暗渠排水	受益面積				
	うち 集約化面積				
湧水処理	施工延長				
	うち 集約化延長				
末端畑地かんがい施設 （樹園地以外）	受益面積				
	うち 集約化面積				
末端畑地かんがい施設 （樹園地）	受益面積				
	うち 集約化面積				
客土	受益面積				
	うち 集約化面積				
除礫	受益面積				
	うち 集約化面積				
更新整備					
用水路	施工延長				
	うち 集約化延長				
排水路	施工延長				
	うち 集約化延長				
農作業道	施工延長				
	うち 集約化延長				
特認事業	施工延長				
	うち 集約化延長				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

（１）客 土

耕 土 深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m ³)		

（２）除 礫

30mm以上の礫含有率		除礫 施工深	面積	総除礫量	(計画) 耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m ³)	(cm)			

注：１）現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付する。

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

（１）更新整備（特認事業を除く）

実施内容	補足説明
用水路の更新整備	（実施内容の詳細について） ・ 土水路からコンクリート用水路に更新整備するもの。 ・ 土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W300×H300 （更新整備の必要性について） ・ 当該水路においては、設置されて20年以上経過しており、長寿命化計画からも更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。
排水路の更新整備	（実施内容の詳細について） ・ 既存のコンクリート排水路からコンクリート排水路に更新整備するもの。 ・ 撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W500×H500 （更新整備の必要性について） ・ 当該施設においては、機能保全計画による機能診断結果から更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。
農作業道の更新整備	（実施内容の詳細について） ・ 砂利道をアスファルト舗装に更新整備するもの。 ・ 撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、アスファルト舗装工：〇〇m、規格：幅4m （更新整備の必要性について） ・ 当該農作業道においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。

- 注：1）実施内容について、概要や施工数量について記載する。
 2）更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。
 3）記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記する。

（２）更新整備（特認事業）

実施内容	補足説明
樋門の更新整備	（実施内容の詳細について） ・ 老朽化の激しい樋門をすべて付け替えるもの。 ・ 土工：〇〇、設置工：〇〇、規格：〇〇 （更新整備の必要性について） ・ 当該施設においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。 （単価の考え方） ・ 土地改良事業等請負工事積算基準等を用いて費用を算定したもの。

- 注：1）実施内容について、概要や施工数量について記載する。
 2）更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。
 3）設定単価の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。
 4）記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記する。

(3) 条件改善推進費、高収益作物転換推進費

年度別事業計画とその内訳 (イメージ)

年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	調査・調整			
	農家意向			
	農地集積			
	高収益作物転換プラン作成支援			
	農産物の需給動向			
	効率的な輪作体系の検討			
2 年 目	調査・調整			
	権利関係			
	水利用高度化推進			
	実施計画策定			
	測量・設計			
	機能保全計画			
	実施計画			
高収益作物転換プラン作成支援				
	プラン取りまとめ			
3 年 目	先進的省力化技術導入支援			
	勉強会・研究会の実施			
4 年 目	営農定着促進支援			
	消費者ニーズの再調査			
	専門技術者の育成			
5 年 目	先進的省力化技術導入支援			
	農業機械リース			
	営農定着促進支援			
	加工品試作、試験販売			

	パッケージの検討			
計				

注：1）事業量及び事業費の根拠となる資料を添付する（積算書、見積書等）。

2）記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

【定率助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援

年度別事業計画とその内訳（イメージ）

年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	条件改善促進支援			
	地形図作成			
2 年 目	営農環境整備支援			
	高付加価値農業施設移転等			
	耕作放棄地解消・発生防止			
3 年 目	管理省力化支援			
	水管理省力化			
	維持管理省力化			
	品質向上支援			
	導入作物に応じた支援			
	IT技術等活用型施工			
4 年 目	営農環境整備支援			
	営農飲雑用水施設			
	農作物被害防止施設			
	条件改善促進支援			
	用地整備			
	農業機械維持補修			
	高収益作物導入支援			
	実証展示ほ場の設置・運営			
	高収益作物導入定着推進			
5 年 目	条件改善促進支援			
	農用地等集団化			
	高収益作物導入支援			

	農地の良好な生産環境の維持 及び条件整備			
計				

注：1）事業量及び事業費の根拠となる資料を添付する（積算書、見積書等）。

2）記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

農地所有適格法人等 経営状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事名 印

農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号）第4の3の規定により、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 農地所有適格法人等の概要

農地所有適格法人 等名（法人形態）	農地所有適格法 人等になつた日	特定農業法人 になつた日	認定農業者 になつた日	経営所得安定対 策加入経営体 になつた日			
()							
経営面積		営農状況			構成員数		常時従事者数
うち地区内	作 目	作付面積	生産量	構 成 戸 数			
田： ha	ha		ha	kg			
畑： ha	ha		ha	kg			
その他： ha	ha		ha	kg			

3 農地所有適格法人等の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4 農地所有適格法人等の経営状況について

事業種類	売上高		常時従事者 1人当たり所得
	農業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

注：事業の種類については、農地法第6条に基づき農業委員会に提出された報告書に即して記載すること。

5 農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6 農地所有適格法人等の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7 特記事項（都道府県知事の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

--

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇〇 印

事業採択申請書

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を実施したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第11の1に基づき、農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画（若しくは高収益作物転換促進計画又は農地集積推進型）及び農地耕作条件改善計画を添付して申請する。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 印
内閣府沖縄総合事務局長

事業採択通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画（若しくは高収益作物転換促進計画又は農地集積推進型）及び農地耕作条件改善計画について採択したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第13のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

（別紙）

地区名	事業概要

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇〇 印

事業変更申請書

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を変更したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第11の4に基づき、農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画（若しくは高収益作物転換促進計画又は農地集積推進型）及び農地耕作条件改善計画を添付して申請する。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 印
内閣府沖縄総合事務局長

事業変更通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第13のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

番 号
年 月 日

事業達成状況報告書

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇〇 印

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を完了したので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第12に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

交付決定前着工届

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

〇〇〇 印

〇〇（交付決定前着工が必要な理由）のため、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農村振興局長通知）第8の5に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着工したいので提出する。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと